

第百五十五回国参議院法務委員会會議録第六号

平成十四年十一月十四日(木曜日)

午後二時十分開会

委員の異動

十一月十三日

柏村 武昭君

補欠選任 愛知 治郎君

十一月十四日

角田 義一君

補欠選任 川橋 幸子君

出席者は左のとおり。

委員長 魚住裕一郎君

理事 市川 一朗君

服部三男雄君

千葉 景子君

荒木 清寛君

井上 哲士君

愛知 治郎君

青木 幹雄君

佐々木知子君

陣内 孝雄君

中川 義雄君

野間 越君

江田 五月君

川橋 幸子君

鈴木 寛君

平野 貞夫君

福岡 瑞穂君

本岡 昭次君

国務大臣

法務大臣

森山 眞弓君

副大臣

第三部 法務委員会會議録第六号 平成十四年十一月十四日【参議院】

法務副大臣 増田 敏男君

大臣政務官 法務大臣政務官 中野 清君

最高裁判所長官代理者 最高裁判所事務 竹崎 博允君

事務局側 常任委員会専門 加藤 一字君

本日の会議に付した案件

○裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(魚住裕一郎君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十三日、柏村武昭君が委員を辞任され、その補欠として愛知治郎君が選任されました。

また、本日、角田義一君が委員を辞任され、その補欠として川橋幸子君が選任されました。

○委員長(魚住裕一郎君) この際、竹崎最高裁判所事務総長から発言を求められておりますので、これを許します。竹崎最高裁判所事務総長。

○最高裁判所長官代理者(竹崎博允君) 前任の堀籠事務総長が十一月七日付けで大阪高等裁判所に転出いたしましたので、私がその後任として事務総長を命ぜられました竹崎博允でございます。お世話になります。よろしくお願いいたします。

法務委員会の委員長始め委員の皆様方には、平素から司法行政に対する深い御理解の下に御指導あるいは御支援を賜りまして、誠にありがとうございます。おかげをもちまして、近年、裁判所の

体制も、あるいは裁判に関する諸制度についてもかなり整備が進んできているところでございます。

しかし、この間、社会経済状況を始めとして司法を取り巻く環境は著しく変化してきております。そうして、裁判所の果たさなければならぬ役割もますます大きくなっているというふうに認識しております。昨年の十一月には、当委員会でも御審議の上、司法制度改革推進法が制定されました。現在、それに基づいて、内閣に設置された推進本部を中心として、司法制度の全般にわたって精力的な見直しが進められております。裁判所も、司法運営に当たる国の機関といたしまして、この改革に積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、自ら実施すべき施策につきましては誠実に検討を進めて、真に国民の利益にかなった司法制度を確立してまいりたいというように考えております。

法務委員会の委員長並びに委員の皆様方には、今後とも司法制度の改革と裁判所の運営の充実強化のために一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

簡単ではございますが、ごあいさつにさせていただきます。よろしくお願いいたします。(拍手)

○委員長(魚住裕一郎君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

面案について、政府から趣旨説明を聴取いたします。森山法務大臣。

(国務大臣(森山眞弓君) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給

等に関する法律の一部を改正する法律案について、その趣旨を便宜一括して御説明いたします。

政府においては、人事院勧告の趣旨等にかんがみ、一般の政府職員の給与を改定する必要があるため、今国会に一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしておりますが、裁判官及び検察官につきましても、一般の政府職員の例に準じて、その給与を改定する措置を講ずるため、この両法律案を提出した次第でありまして、改正の内容は次のとおりであります。

第一に、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬並びに検事総長、次長検事及び検事長の俸給は、従来、特別職の職員の給与に関する法律の適用を受けて定められておりましたところ、今回、内閣総理大臣その他の特別職の職員についてその俸給を減額することとしておりますので、おおむねこれに準じて、これらの報酬又は俸給を減額することといたしております。

第二に、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬並びに検事及び副検事の俸給につきましては、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の給与に関する法律の適用を受ける職員の俸給の減額に準じて、いずれもこれを減額することといたしております。

これらの給与の改定は、一般の政府職員の場合と同様に、公布の日の属する月の翌月の初日、ただし公布の日が月の初日であるときは、その日から施行することといたしております。

以上が裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに可決くだ

さいますようお願い申し上げます。

○委員長(魚住裕一郎君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十五分散会

十一月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案
二、司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律案

(目的)

第一条 この法律は、法曹の養成に関し、その基本理念並びに次条第一号に規定する法科大学院における教育の充実、法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携の確保に関する事項その他の基本となる事項を定めることにより、高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資することを目的とする。

(法曹養成の基本理念)

第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に関係する機関の密接な連携の下に、次

に掲げる事項を基本として行われるものとする。

一 法科大学院学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力(弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二 司法試験において、前号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかの判定を行うこと。

三 司法修習生の修習において、第一号の法科大学院における教育との有機的連携の下に、裁判官、検察官又は弁護士としての実務に必要な能力を修得させること。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「法曹養成の基本理念」という。)のつとめ、法科大学院における教育の充実並びに法科大学院における教育と司法試験及び司法修習生の修習との有機的連携を図る責務を有する。

2 国は、法曹の養成が国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に行われることを確保するため、これらの機関の相互の協力の強化に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、法科大学院において将来の法曹としての実務に必要な学識及びその应用能力並びに法

律に関する実務の基礎的素養を涵養するための教育が行われることを確保するため、法科大学院における法曹である教員の確保及び教員の教育上の能力の向上のために必要な施策を講ずるとともに、関係する審議会等における調査審議に法曹である委員を参画させるものとする。

4 国は、法科大学院における教育に関する施策を策定し、及びこれを実施するに当たっては、大学における教育の特性に配慮しなければならない。

5 政府は、法曹養成の基本理念のつとめ、法曹の養成のための施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(大学の責務)

第四条 大学は、法曹養成の基本理念のつとめ、法科大学院における教育の充実に自主的かつ積極的に努めるものとする。

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第六十九条の三第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているかどうかの認定をしなければならない。

3 大学は、その設置する法科大学院の教育研究活動の状況について法科大学院評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定(第五項において「適格認定」という。)を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第六十九条の四第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知するものとする。

5 文部科学大臣は、大学がその設置する法科大学院の教育研究活動の状況について適格認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、当該法科大学院の教育研究活動の状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。

(法務大臣と文部科学大臣との関係)

第六条 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院における教育の充実及び法科大学院における教育と司法試験との有機的連携の確保を図るため、相互に協力しなければならない。

2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができ

一 法科大学院に係る学校教育法第三条に規定する設置基準を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。

三 学校教育法第六十九条の三第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第六十九条の五第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。

3 法務大臣は、特に必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、法科大学院につい

て、学校教育法第十五条第四項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令その他の必要な措置を講ずることを求めることができる。

4 文部科学大臣は、法科大学院における教育と司法試験との有機的連携を確保するため、必要があると認めるときは、法務大臣に対し、協議を求めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条第三項から第五項まで及び第六条第一項第一号の規定 公布の日
- 二 第五条第二項、第四項及び第五項並びに第六条第二項第三号の規定 平成十六年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、法科大学院における教育、司法試験及び司法修習生の修習の実施状況等を勘案し、法曹の養成に関する制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律案
司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律

(司法試験法の一部改正)
第一条 司法試験法(昭和二十四年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。
目次
第一章 司法試験(第一条―第十一条)
第二章 司法試験委員会(第十二条―第十六条)

第三部 法務委員会会議録第六号 平成十四年十一月十四日【参議院】

第三章 補則(第十七条)

附則

第一章 司法試験

第四条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第四号中「外」を「ほか」に、「司法試験管理委員会規則を「法務省令」に改める。
第六条第四項中「司法試験管理委員会」を「法務大臣は」に、「司法試験管理委員会規則」を「法務省令」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(司法試験委員会の意見の聴取)

第六条の二 法務大臣は、第四条第一項第四号又は前条第四項の法務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、司法試験委員会の意見を聴かなければならない。
第七条の見出し中「施行」を「実施」に改め、同条中「司法試験は」の下に「司法試験委員会が」を加える。

第八条第一項中「よつて定める」を「よる判定に基づき、司法試験委員会が決定する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第十条の見出しを「(合格の取消し等)」に改め、同条中「不正の」を「司法試験委員会は、不正の」に、「司法試験管理委員会規則」を「この法律に基づく法務省令」に、「停止し、又は」を「受けることを禁止し、」に、「取り消す」を「取り消し、又は情状により五年以内の期間を定めて司法試験を受けることができないものとする」に改める。

第十一条の次に次の章名を付する。

第二章 司法試験委員会

第十二条を次のように改める。

(司法試験委員会の設置及び所掌事務)

第十二条 法務省に、司法試験委員会(以下この章において「委員会」という。)を置く。
2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 司法試験を行うこと。
二 法務大臣の諮問に応じ、司法試験の実施に関する重要事項について調査審議すること。

と。

三 司法試験の実施に関する重要事項に関し、法務大臣に意見を述べること。

四 その他法律によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、その所掌事務を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関又は関係のある公私の団体に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。
第十二条の二及び第十二条の三を削る。
第十三条を次のように改める。

(委員)

第十三条 委員会は、委員七人をもつて組織する。

2 委員は、裁判官、検察官、弁護士及び学識経験を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

第十四条第一項中「基き」を「基づき」に改め、同条第二項中「司法試験管理委員会」を「委員会」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(司法試験考査委員)

第十五条 委員会に、司法試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため、司法試験考査委員を置く。

2 司法試験考査委員は、委員会の推薦に基づき、司法試験を行うについて必要な学識経験を有する者のうちから、法務大臣が試験ごとに任命する。

3 司法試験考査委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十六条 第十二条から前条までに定めるもののほか、委員会の委員及び司法試験考査委員に関する事項その他委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

第十六条の次に次の章名を付する。

第三章 補則

第十七条を次のように改める。

(法務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、司法試験の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

附則第二項及び第三項を削り、附則第四項を附則第二項とし、附則第五項を削り、附則第六項を附則第三項とする。

第二条 司法試験法の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 司法試験」を「第一章 司法試験等」に改める。

第一章の章名を次のように改める。

第一章 司法試験等

第一条の見出しを「(司法試験の目的等)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 司法試験は、第四条第一項第一号に規定する法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行うものとする。

第二条から第五条までを次のように改める。

(司法試験の方法等)

第二条 司法試験は、短答式(択一式を含む。以下同じ。)及び論文式による筆記の方法により行う。

2 司法試験の合格者の判定は、短答式による筆記試験の合格に必要な成績を得た者につき、短答式による筆記試験及び論文式による筆記試験の成績を総合して行うものとする。

(司法試験の試験科目等)

第三条 短答式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目(憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

二 民事系科目(民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

三 刑事系科目(刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。次項において同じ。)

2 論文式による筆記試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を有するかどうかを判定することを目的とし、次に掲げる科目について行う。

一 公法系科目

二 民事系科目

三 刑事系科目

四 専門的な法律の分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する一科目

3 前二項に掲げる試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

4 司法試験においては、その受験者が裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその应用能力を備えているかどうかを適確に評価するため、知識を有するかどうかの判定に偏することなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力等の判定に意を用いなければならない。

(司法試験の受験資格等)

第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。

一 法科大学院(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。)の課程(次項において「法科大学院課程」という。)を修了した者、その修了の日の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

二 司法試験予備試験に合格した者、その合

格の発表の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間

2 前項の規定により司法試験を受けた者は、その受験に係る受験資格(同項各号に規定する法科大学院課程の修了又は司法試験予備試験の合格をいう。以下この項において同じ。)に対応する受験期間(前項各号に定める期間をいう。以下この項において同じ。)においては、他の受験資格に基づいて司法試験を受けることはできない。前項の規定により最後に司法試験を受けた日後の最初の四月一日から二年を経過するまでの期間については、その受験に係る受験資格に対応する受験期間が経過した後であつても、同様とする。

(司法試験予備試験)

第五条 司法試験予備試験(以下「予備試験」という。)は、司法試験を受けようとする者が前条第一項第一号に掲げる者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とし、短答式及び論文式による筆記並びに口述の方法により行う。

2 短答式による筆記試験は、次に掲げる科目について行う。

一 憲法

二 行政法

三 民法

四 商法

五 民事訴訟法

六 刑法

七 刑事訴訟法

八 一般教養科目

3 論文式による筆記試験は、短答式による筆記試験に合格した者につき、次に掲げる科目について行う。

一 前項各号に掲げる科目

二 法律実務基礎科目(法律に関する実務の基礎的素養(実務の経験により修得されるものを含む。))についての科目をいう。次項

において同じ。)

4 口述試験は、筆記試験に合格した者につき、法的な推論、分析及び構成に基づいて弁論をする能力を有するかどうかの判定に意を用い、法律実務基礎科目について行う。

5 前三項に規定する試験科目については、法務省令により、その全部又は一部について範囲を定めることができる。

第六条を削る。

第六條の二中「第四條第一項第四号又は前条第四項」を「第三條第二項第四号若しくは第三項又は前条第五項」に改め、同条を第六條とする。

第七條の見出しを「(司法試験等の実施)」に改め、同条中「司法試験」を「司法試験及び予備試験は、それぞれに、官報を官報に改める。

第八條中、「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員に改め、「基づき、」の下に「予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれを加える。

第九條中「各試験」を「又は予備試験」に改める。

第十條中「予て司法試験の下に」若しくは予備試験を、「定めて司法試験の下に」若しくは予備試験を加える。

第十一條第一項中「各試験」を「又は予備試験」に改め、「若しくは」の下に「それぞれ」を加え、同条第二項中「司法試験」を「当該試験」に改める。

第十二條第二項第一号から第三号までの規定中「司法試験の下に」及び「予備試験」を加える。

第十五條の見出しを「(司法試験審査委員等)」に改め、同条第一項中「司法試験審査委員」を「司法試験審査委員を置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。))」に改め、同条第二項中「司法試験審査委

員」の下に「及び予備試験審査委員」を加え、「司法試験」を「当該試験」に改め、同条第三項中「司法試験審査委員」の下に「及び予備試験審査委員」を加える。

第十六條中「及び司法試験審査委員」を「司法試験審査委員及び予備試験審査委員」に改める。

第十七條中「司法試験」の下に「及び予備試験」を加える。

附則第二項を削り、附則第三項中「高等試験」を「旧高等試験令昭和四年勅令第十五号」による高等試験に改め、同項を附則第二項とする。

(裁判所法の一部改正)

第三條 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第一項中「一年六月間」を「一年間」に改める。

附則

第一条 この法律は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条並びに附則第七條第一項及び第二項、第八條から第十條まで並びに第十九條から第二十八條までの規定 平成十七年十二月一日

二 第三条及び附則第十一條の規定 平成十八年四月一日

(司法試験管理委員会規則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に効力を有する司法試験管理委員会規則であつて第一条の規定による改正前の司法試験法第四條第一項第四号及び第六條第四項の規定に基づくものは、この法律の施行後は、第一条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づく法務省令としての効力を有するものとする。

(司法試験管理委員会の行為等に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前に、第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の相当規定に基づいて司法試験委員会がした処分その他の行為とみなす。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行前に、法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長がした処分その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣がした処分その他の行為とみなす。

3 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の司法試験法の規定に基づいて司法試験管理委員会に対してされている出願その他の行為は、この法律の施行後は、同条の規定による改正後の司法試験法の規定に基づいて司法試験委員会に対してされた出願その他の行為とみなす。

4 前項に定めるもののほか、この法律の施行の際現に法令の規定により司法試験管理委員会又はその委員長に対してされている請求その他の行為は、この法律の施行後は、当該法令の相当規定により法務大臣に対してされた請求その他の行為とみなす。

5 この法律の施行の際現に司法試験審査委員である者は、この法律の施行の日に、第一条の規定による改正後の司法試験法第十五条の規定により、司法試験審査委員として任命されたものとみなす。

(不正受験者に対する措置に関する経過措置)

第四条 司法試験委員会は、この法律の施行前に行われた司法試験を不正の手段によって受けた者又は第一条の規定による改正前の司法試験法若しくは同法に基づき司法試験管理委員会規則に違反した者に対しては、司法試験管理委員会がした合格の決定を取り消すことができる。

第五条 この法律の施行後に行われる沖繩の弁護士資格者等に対する本邦の弁護士資格等の付与に関する特別措置法(昭和四十五年法律第三十三号)第四条第三項の規定による合格の決定の取消しについては、同項中「司法試験管理委員会」とあるのは、「司法試験委員会」とする。

(新司法試験の実施のために必要な行為に関する経過措置)

第六条 法務大臣は、第二条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。第三条第二項第四号又は第三項の法務省令を制定しようとするときは、第二条の規定の施行の日前においても、司法試験委員会の意見を聴くことができる。)

2 法務大臣は、第二条の規定の施行の日前においても、新法第十五条の規定の例により、新法の規定による司法試験(以下「新司法試験」という。)に係る司法試験審査委員を任命することができる。

3 新司法試験の実施に必要な公告その他の準備行為は、第二条の規定の施行の日前においても、行うことができる。

(旧司法試験の実施)

第七条 司法試験委員会は、平成十八年から平成二十三年までの間においては、新司法試験を行うほか、従前の司法試験(平成二十三年においては、平成二十二年の第二次試験の筆記試験に合格した者に対する口述試験に限る。)を行うものとする。この場合において、第二条の規定による改正前の司法試験法(以下「旧法」という。)第二条から第六条の二まで及び附則第二項の規定(これらの規定に基づく法務省令の規定を含む。)は、第二条の規定の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)については、新法第一条第一項及び第二項、第七条から第十一条まで並びに第二章及び第三章の規定を適用する。この場合において、新法第一条第一項中「司法試験」と

あるのは「司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七條第一項の規定により行われる司法試験(以下「旧司法試験」という。)」と、新法第七條中「司法試験及び予備試験は、それぞれ」とあるのは「旧司法試験」と、新法第八條中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、「予備試験の合格者は司法試験予備試験審査委員の合議による判定に基づき、それぞれ司法試験委員会」とあるのは「司法試験委員会」と、新法第九條及び第十一條第一項中「司法試験又は予備試験」とあるのは「旧司法試験の各試験」と、新法第十條中「司法試験若しくは」とあるのは「旧司法試験、司法試験若しくは」と、新法第十二條第二項第一号から第三号まで及び第十七條中「司法試験及び予備試験」とあるのは「旧司法試験」と、新法第十五條第一項中「司法試験」とあるのは「旧司法試験」と、「置き、予備試験における問題の作成及び採点並びに合格者の判定を行わせるため司法試験予備試験審査委員(以下この条及び次条において「予備試験審査委員」という。)を置く」とあるのは「置く」とする。

3 前条の規定は、旧司法試験について準用する。この場合において、同条第一項中「第二条の規定による改正後の司法試験法(以下「新法」という。)」第三條第二項第四号又は第三項とあるのは「次条第一項の規定によりなお効力を有するものとされる第二条の規定による改正前の司法試験法第四條第一項第四号又は第六條第四項」と、同条第二項中「新法第十五條」とあるのは「次条第二項の規定により読み替えて適用される第二条の規定による改正後の司法試験法第十五條」と読み替えるものとする。

(新司法試験及び旧司法試験の受験)

第八条 平成十八年から平成二十三年までの各年においては、法務省令で定める手続に従い、あらかじめ選択して出願するところにより、新司法試験又は旧司法試験のいずれか一方のみを受けることができる。

2 新法第四條第一項第一号の受験資格(同号に規定する法科大学院課程の修了をいう。以下この条において同じ。)に基づいて新司法試験を受けようとする者が、その受験前に旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験の受験(当該新司法試験の受験に係る受験資格を得る前の受験については、当該受験資格を得た日以前二年間のものに限る。以下この条において「旧司法試験等の受験」という。)をしていないときは、その旧司法試験等の受験(次項の規定により他の受験資格に基づく新司法試験の受験とみなされたものを除く。)を、当該受験資格に基づいて既にした新司法試験の受験とみなして、新法第四條第一項の規定を適用する。

3 前項に規定するもののほか、新法第四條第一項第一号の受験資格に基づいて新司法試験を受けた者については、当該新司法試験の受験前の旧司法試験等の受験及び当該新司法試験の受験後の旧司法試験の第二次試験の受験を、当該受験資格に基づく新司法試験の受験とみなして、同条の規定を適用する。

(予備試験の実施時期)

第九条 新法第五條に規定する予備試験は、新法第七條の規定にかかわらず、平成二十三年から行うものとする。

(旧法の規定による司法試験又は旧司法試験に合格した者に関する経過措置)

第十条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者は、新司法試験に合格した者とみなす。

(司法修習生の修習期間等に関する経過措置)

第十一条 第三条の規定の施行前に採用され、その施行後も引き続き修習をする司法修習生の修習期間については、なお従前の例による。

2 新法附則第二項又は前条の規定により新司法試験に合格した者とみなされた者であつて、第三条の規定の施行後に採用された司法修習生については、最高裁判所が定めるところにより、同条の規定による改正後の裁判所法第六十七條

第一項の修習において裁判官、檢察官又は弁護士としての実務に必要な能力を十分に修得させるため、必要な修習期間の伸長その他の措置を講ずることができる。

(国家行政組織法の一部改正)

第十二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)の一部を次のように改正する。

別表第一(法務省の項中)「司法試験管理委員会」を削る。

(住民基本台帳法の一部改正)

第十三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「司法試験管理委員会」を「法務省」に改める。

(司法試験法の一部を改正する法律の一部改正)

第五条中「檢察官適格審査会」を「司法試験委員会 檢察官適格審査会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(司法試験委員会)

第五条の二 司法試験委員会については、司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

第二十六条中「司法試験管理委員会」を削る。

第四章第二節を次のように改める。

第二節 削除

第二十七条 削除

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正)

第十七条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「司法試験管理委員会規則」及び「司法試験管理委員会」を削る。

(人権擁護法の一部改正)

第十八条 人権擁護法(平成十四年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六十八条第二項、第七十二条第三項、第七

第十四条 司法試験法の一部を改正する法律平成三年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則中第二項の前の見出し、同項及び第三項を削り、第一項の見出し及び項番号を削る。

(特定非営利活動促進法の一部改正)

第十五条 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第四十四条の二中「司法試験管理委員会規則」を削る。

(法務省設置法の一部改正)

第十六条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 司法試験管理委員会(第二十七條)」を「第二節 削除」に改める。

第十三条第三項、第七十八条第三項及び第七十九条第三項中「司法試験管理委員会規則」を削る。

(公認会計士法の一部改正)

第十九条 公認会計士法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第三号中「司法試験第一次試験」を削り、同項第四号中「外」を「ほか」に改め、同項に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第九条第二項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改め、「受験した科目」の下に「(司法試験においては、商法及び民法)」を加える。

(公認会計士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る公認会計士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

試験の一部免除については、なお従前の例による。

(税理士法の一部改正)

第二十一条 税理士法(昭和二十六年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改める。

(税理士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十二条 旧法の規定による司法試験の第二次試験又は旧司法試験の第二次試験に合格した者に係る税理士試験の受験資格については、なお従前の例による。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正)

第二十三条 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十三年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第六條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第三号中「司法試験第一次試験」を削り、同条に次の一号を加える。

五 司法試験予備試験に合格した者

第四号中「司法試験第二次試験」を「司法試験」に改め、「科目」の下に「(司法試験においては、民法)」を加える。

(不動産の鑑定評価に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十四条 旧法の規定による司法試験の第一次試験若しくは第二次試験又は旧司法試験の第一次試験若しくは第二次試験に合格した者に係る不動産鑑定士試験の第一次試験の免除又は第二次試験の一部免除については、なお従前の例による。

(住民基本台帳法の一部改正)

第二十五条 住民基本台帳法の一部を次のように改正する。

別表第一の三十の項中「同法第五条第一項の第二次試験」を「司法試験」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六条 前条の規定の施行の日から平成二十

三年十二月三十一日までの間においては、同条の規定による改正後の住民基本台帳法別表第一の三十の項中「司法試験の実施」とあるのは、「司法試験の実施又は司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第七條第一項の規定により行われる司法試験の第二次試験の実施」とする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第二十七条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「司法試験第一次試験」を「司法試験予備試験」に改める。

別表第二第一号の免除資格者の欄中1を削り、2を1とし、3を2とし、同欄4中「から3まで」を「及び2」に改め、同欄4を同欄3とする。

(社会保険労務士法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 旧法の規定による司法試験の第一次試験又は旧司法試験の第一次試験に合格した者に係る社会保険労務士試験の受験資格については、なお従前の例による。

2 旧法の規定による司法試験の第二次試験に合格した者で労働法を選択したものに係る社会保険労務士試験の試験科目の一部免除については、なお従前の例による。

十一月十四日日本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

一、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

第十五条中「百三十六万五千円」を「百三十三万五千円」に、「百十万六千円」を「百八万二千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分		最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	判 事												判 事 補											
報 酬 月 額	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号	二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十 一 号	十 二 号	一 号				
二、二五五、〇〇〇円	一、六四六、〇〇〇円	一、五七六、〇〇〇円	一、四六〇、〇〇〇円	一、三一七、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	七一三、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	五八〇、〇〇〇円	四六五、四〇〇円	四二七、八〇〇円	三九八、一〇〇円	三七二、四〇〇円	三四六、三〇〇円	三二八、一〇〇円	三〇六、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二四三、七〇〇円	二三四、六〇〇円	九一七、〇〇〇円					

簡 易 裁 判 所 判 事																二 号	三 号	四 号	五 号	六 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号	十五 号	十六 号	十七 号
																七九三、〇〇〇円	七二三、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	四八四、七〇〇円	四六五、四〇〇円	四二七、八〇〇円	三九八、一〇〇円	三七二、四〇〇円	三四六、三〇〇円	三二八、一〇〇円	三〇六、九〇〇円	二九五、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二四三、七〇〇円	一三四、六〇〇円

附 則
この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。）

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律
検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。
第九条中「七十二万九千円」を「七十一万三千円」に改める。
別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

区 分				俸 給 月 額
検 事 総 長	一、六四六、〇〇〇円			
次 長 検 事	一、三四五、〇〇〇円			
東 京 高 等 検 察 庁 検 事 長	一、四六〇、〇〇〇円			
そ の 他 の 検 事 長	一、三四五、〇〇〇円			

副									検																			
事									事																			
九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号	二十号	十九号	十八号	十七号	十六号	十五号	十四号	十三号	十二号	十一号	十号	九号	八号	七号	六号	五号	四号	三号	二号	一号
三〇六、九〇〇円	三三八、一〇〇円	三四六、三〇〇円	三七二、四〇〇円	三九八、一〇〇円	四二七、八〇〇円	四六五、四〇〇円	四八四、七〇〇円	六四四、〇〇〇円	二三四、六〇〇円	二四三、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二六八、七〇〇円	二九五、五〇〇円	三〇六、九〇〇円	三二八、一〇〇円	三四六、三〇〇円	三七二、四〇〇円	三九八、一〇〇円	四二七、八〇〇円	四六五、四〇〇円	五八〇、〇〇〇円	六四四、〇〇〇円	七二三、〇〇〇円	七九三、〇〇〇円	九一七、〇〇〇円	一、〇八二、〇〇〇円	一、一六〇、〇〇〇円	一、三二七、〇〇〇円

附 則
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日
（公布の日が月の初日であるときは、その日）から
施行する。

十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号
二九五、五〇〇円	二六八、七〇〇円	二五九、一〇〇円	二四三、七〇〇円	二三四、六〇〇円	二三〇、六〇〇円	二〇七、一〇〇円